

令和4年度 品質管理基準 (案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認		
1セメントコンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国滞環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~45 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~45 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材 H)	○		
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)			○		
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210(ポルトランドセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		
			セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308 附属書 C 回収水の場合: JIS A 5308 附属書 C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合 スラッジ水の濃度は1回/日	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○ ○		
			製造(プラント)	その他(レーミックスコンクリートを使用する場合を除く)	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レーミックスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
					ミキサーの練混ぜ性能試験	パッチミキサーの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレーミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
					連続ミキサーの場合: 土木学会規準 JSCCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下			○	
	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レーミックスコンクリート以外の場合に適用する。	○				
	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○				

令和4年度 品質管理基準 (案)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則 0.3 kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCB-C502-2018,503-2018)又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭)、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高橋等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			
			単位水量測定	「レディーミックスコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3)配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値又は指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)以上又は重要構造物の場合は重要度に応じて、100m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。			
			スランパ試験	JIS A 1101	スランパ 5 cm以上 8 cm未満 :許容差±1.5 cm スランパ 8 cm以上 18 cm以下:許容差±2.5 cm スランパ 2.5cm:許容差±1.0 cm	・荷卸し時 1回/日以上又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミックスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランパ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランパ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種の考え方については、塩化物総量規制の項目を参照。			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回 なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個(σ7・σ3個、σ28・σ3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。				
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。				
			コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。				
			その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
				コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112					
			施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等 0.2 mm以上:摘要① 0.05 mm以上:摘要②	①高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25 m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工トンネル、高さが3m以上の堰・水門・樋門、鉄筋コンクリートケーソン及びセルラブロック類を対象(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領(案)で定める写真の提出で代替することができる。 ②止水性、防水性が重要である鉄筋・無筋コンクリート構造物(事例:地下構造物、貯水構造物等)	
					テストハンマーによる強度推定調査	JSCB-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間で、トンネル及びケーソン類については1打設分(セントル毎等)で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日~91日の間に試験を行う。	高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25 m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル、高さが3m以上の堰・水門・樋門、鉄筋コンクリートケーソン、セルラブロック類及び止水性、防水性が重要である鉄筋・無筋コンクリート構造物を対象。(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、若しくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、若しくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
			配筋状態及びひかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領(案)」による	同左	非破壊試験の対象工事と示された工事の新設のコンクリート構造物(橋梁上・下工部工及び重要構造物である中空断面積25㎡以上のボックスカルバート)(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領(案)」による	
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)」による	同左	微破壊・非破壊試験の対象工事と示された工事の新設のコンクリート構造物(橋梁上・下工部工)(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)」による	
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視</li> <li>・圧接面の研磨状況</li> <li>・たれ下がり</li> <li>・焼き割れ等</li> <li>・ノギス等による計測</li> <li>(詳細外観検査)</li> <li>・軸心の偏心</li> <li>・ふくらみ</li> <li>・ふくらみの長さ</li> <li>・圧接部のずれ</li> <li>・折れ曲がり</li> <li>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱間押抜法以外の場合</li> <li>①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。</li> <li>②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</li> <li>③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</li> <li>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。</li> <li>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</li> <li>⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。</li> <li>⑦たれ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。</li> <li>⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。</li> <li>(1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合</li> <li>・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。</li> <li>・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。</li> <li>・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。</li> <li>(2) SD490の鉄筋を圧接する場合</li> <li>手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。</li> </ul>	
								<ul style="list-style-type: none"> <li>熱間押抜法の場合</li> <li>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない</li> <li>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上</li> <li>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。</li> <li>④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</li> </ul>
施工後試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視</li> <li>・圧接面の研磨状況</li> <li>・たれ下がり</li> <li>・焼き割れ等</li> <li>・ノギス等による計測</li> <li>(詳細外観検査)</li> <li>・軸心の偏心</li> <li>・ふくらみ</li> <li>・ふくらみの長さ</li> <li>・圧接部のずれ</li> <li>・折れ曲がり</li> <li>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱間押抜法以外の場合</li> <li>①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。</li> <li>②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</li> <li>③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</li> <li>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下</li> <li>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</li> <li>⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。</li> <li>⑦たれ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。</li> <li>⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視は全数実施する。</li> <li>・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱間押抜法以外の場合</li> <li>・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。</li> <li>-①は、圧接部を切り取って再圧接する。</li> <li>-②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。</li> <li>-④は、圧接部を切り取って再圧接する。</li> <li>-⑤は、再加熱して修正する。</li> <li>-⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。</li> </ul>		
							<ul style="list-style-type: none"> <li>熱間押抜法の場合</li> <li>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない</li> <li>②ふくらみの長さが1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上</li> <li>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。</li> <li>④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱間押抜法の場合</li> <li>・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。</li> <li>-①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。</li> <li>-④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。</li> </ul>
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。</li> <li>ただし、合格判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。</li> <li>抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格値を外れた場合は、以下による。</li> <li>・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承諾を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。</li> </ul>	
3 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○
			施工	必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	【円周溶接部の目視】 外径700mm未満:許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下:許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下:許容値4mm以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外径700mm未満:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>2\text{mm} \times \pi</math>以下とする。</li> <li>・外周700mm以上1,016mm以下:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>3\text{mm} \times \pi</math>以下とする。</li> <li>・外周長1,016mmを超え2,000mm以下:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>4\text{mm} \times \pi</math>以下とする。</li> </ul>

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
3 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督職員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。			
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること。	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)			
	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること。	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。(20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。			
	鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。					
鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値:20N/mm2					
4 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること		中掘り杭工法(セメントミルク噴出攪拌方式)、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値(オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値)の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める		
5 場所打工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する		
6 既製杭工(中掘り杭工コンクリート打設方式)	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する		
47 下層路盤	材料	必須	修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤:修正 CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。 農道のI-1交通は、修正 CBR10%以上。	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	[工事規模の考え方] ・中規模以上の工事は、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照				○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI:6 以下 農道のI-1交通は9 以下			・鉄鋼スラグには適用しない。 [工事規模の考え方] ・工事規模の考え方については、修正 CBR 試験の項目を参照。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下			・CS:クラッシュラン 鉄鋼スラグに適用する。 [工事規模の考え方] ・工事規模の考え方については、修正 CBR 試験の項目を参照。	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし			[工事規模の考え方] ・工事規模の考え方については、修正 CBR 試験の項目を参照。	○
	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・再生クラッシュランに適用する。 [工事規模の考え方] ・工事規模の考え方については、修正 CBR 試験の項目を参照。	○		

令和4年度 品質管理基準 (案)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
47 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が 53mm 以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の 93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所:設計図書による。	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10 孔の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10 孔の測定値が得がたい場合は 3 孔の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 孔のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ・1,000 ㎡につき 1 孔で測定する。 なお、1 工事あたり 3,000 ㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1 工事あたり 3 孔以上で測定する。			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の縮固効果を持つローラヤトラック等を用いるものとする。		
		その他	平板荷重試験	JIS A 1215		1,000㎡につき 2 回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事:異常が認められたとき。	[工事規模の考え方] ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた <del>図表</del> 上の管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。			
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI:6 以下 農道の I-1 交通は、PI:9 以下			・中規模以上の工事とは、管理図を描いた <del>図表</del> 上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。		
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。					
58 上層路盤	材料	必須	修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正 CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合 90%以上 40℃で行った場合 80%以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	[工事規模の考え方] ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた <del>図表</del> 上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000㎡ あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000㎡ 以上 10,000㎡ 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満(コンクリートでは 400m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が 100t 以上のもの		○
			鉄鋼スラグの修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正 CBR 80%以上		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及び HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 [工事規模の考え方] ・工事規模の考え方については、修正 CBR 試験の項目を参照。		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表 2 参照		[工事規模の考え方] ・工事規模の考え方については、修正 CBR 試験の項目を参照。		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI:4 以下		・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 [工事規模の考え方] ・工事規模の考え方については、修正 CBR 試験の項目を参照。		○
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-73	呈色なし		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及び HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 [工事規模の考え方] ・工事規模の考え方については、修正 CBR 試験の項目を参照。		○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.50 以下		・工事規模の考え方については、修正 CBR 試験の項目を参照。		○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1.2Mpa 以上(14 日)		・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 [工事規模の考え方] ・工事規模の考え方については、修正 CBR 試験の項目を参照。		○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-131	1.50kg/L 以上		・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及び HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 [工事規模の考え方] ・工事規模の考え方については、修正 CBR 試験の項目を参照。	
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 [工事規模の考え方] ・工事規模の考え方については、修正 CBR 試験の項目を参照。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下		[工事規模の考え方] ・工事規模の考え方については、修正 CBR 試験の項目を参照。		○

令和4年度 品質管理基準 (案)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
8 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の93%以上 X <sub>10</sub> 95%以上 X <sub>6</sub> 95.5%以上 X <sub>3</sub> 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X <sub>10</sub> が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X <sub>3</sub> が規格値を満足するものとするが、X <sub>3</sub> が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X <sub>6</sub> が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡につき1孔で測定する。 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。	<p>(工事規模の考え方)</p> <p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた<del>表</del>表上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>セメントコンクリートの路盤に適用する。</p>	
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±15%以内	・中規模以上の工事: 定期的又は随時(1回~2回/日)		
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±6%以内			
		その他	平板荷重試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。		
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI: 4 以下	観察により異常が認められたとき。			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
96 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
710 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤: 一軸圧縮強さ[7日間] 0.98Mpa 上層路盤: 一軸圧縮強さ[7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。 農道の1-1交通の場合 2.5Mpa (アスファルト舗装)	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	<p>・安定処理材に適用する。</p> <p>(工事規模の考え方)</p> <p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた表上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの</p>	
			骨材の修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤: 10%以上 上層路盤: 20%以上		<p>(工事規模の考え方)</p> <p>・工事規模の考え方については、一軸圧縮試験の項目を参照。</p>	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数 PI: 9 以下 上層路盤 塑性指数 PI: 9 以下			
	施工	必須	粒度(2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい: ±15%以内	・中規模以上の工事: 定期的 <del>または</del> 随時(1回~2回/日)	(工事規模の考え方)	
			粒度(75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい: ±6%以内	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた表上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JISA1214)	最大乾燥密度の93%以上。 X <sub>10</sub> 95%以上 X <sub>6</sub> 95.5%以上 X <sub>3</sub> 96.5%以上 歩道箇所: 設計図書による。	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X <sub>10</sub> が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X <sub>3</sub> が規格値を満足するものとするが、X <sub>3</sub> が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X <sub>6</sub> が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡につき1孔で測定する。 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
	その他	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293,[4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき(1~2回/日)	(工事規模の考え方)		
						・中規模以上の工事とは、管理図を描いた表上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		

令和4年度 品質管理基準 (案)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
811 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表 2 参照	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	<p>【工事規模の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m<sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①施工面積で 1,000m<sup>2</sup> 以上 10,000m<sup>2</sup> 未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満(コンクリートでは 400m<sup>3</sup> 以上 1,000m<sup>3</sup> 未満)。</li> </ul> </li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が 100t 以上のもの</p> <p>・アスファルト混合物事前審査制度の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における施工管理基準の取り扱い」[平成 20 年 7 月 22 付け技第 231 号]による。</p>	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表面・基層 表乾密度: 2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率 : 3.0%以下	○			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下	○			
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下	○			
			ファイラー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	便覧「舗装施工便覧」表 3.3.17 による。	○			
			ファイラー(舗装用石灰石粉)の水分試験	JIS A 5008	1%以下	○			
	その他			ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4 以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	<p>・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。</p> <p>【工事規模の考え方】</p> <p>・工事規模の考え方については、骨材のふるい分け試験の項目を参照。</p> <p>・アスファルト混合物事前審査制度の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における施工管理基準の取り扱い」[平成 20 年 7 月 22 付け技第 231 号]による。</p> <p>【工事規模の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事規模の考え方については、骨材のふるい分け試験の項目を参照</li> </ul> <p>・アスファルト混合物事前審査制度の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における施工管理基準の取り扱い」[平成 20 年 7 月 22 付け技第 231 号]による。</p>	○
				ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	○		
				ファイラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下	○		
				ファイラーの剥離抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4 以下	○		
				製鋼スラグの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比: 2.0%以下	○		
				製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度: 2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率 : 3.0%以下	○		
				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石: 30%以下 CSS : 50%以下 SS : 30%以下	○		
				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量: 12%以下	○		
				針入度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト: 表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表 3.3.3 ・セミプロンアスファルト: 表 3.3.4	○		
				軟化点試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト: 表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表 3.3.3	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前		○
				伸度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト: 表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表 3.3.3	○		
				トルエン可溶分試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト: 表 3.3.1 ・セミプロンアスファルト: 表 3.3.4	○		
				引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト: 表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表 3.3.3 ・セミプロンアスファルト: 表 3.3.4	○		
				薄膜加熱試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト: 表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表 3.3.3 ・セミプロンアスファルト: 表 3.3.4	○		
				蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト: 表 3.3.1	○		
				密度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト: 表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表 3.3.3 ・セミプロンアスファルト: 表 3.3.4	○		
				高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	「舗装施工便覧」参照 ・セミプロンアスファルト: 表 3.3.4	○		
				60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224	「舗装施工便覧」参照 ・セミプロンアスファルト: 表 3.3.4	○		
	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	「舗装施工便覧」参照 ・ポリマー改質アスファルト: 表 3.3.3	○					

令和4年度 品質管理基準 (案)

工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
811 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度(2.36mm <del>≧</del> <del>≦</del> ふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mm ふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数 <del>または</del> 抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	[工事規模の考え方] ・工事規模の考え方については、骨材のふるい分け試験の項目を参照。  ・アスファルト混合物事前審査制度の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における施工管理基準の取り扱い」[平成20年7月22付技第231号]による。	○
			粒度(75μm <del>≧</del> <del>≦</del> ふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μm ふるい: ±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内			○
		温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	○		
	その他	水浸ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	○		
		ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			○		
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			○		
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X <sub>10</sub> 96%以上 X <sub>5</sub> 96%以上 X <sub>0</sub> 96.5%以上 歩道箇所: 設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X <sub>10</sub> が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X <sub>3</sub> が規格値を満足するものとするが、X <sub>3</sub> が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X <sub>6</sub> が規格値を満足していればよい。  ・1,000㎡につき1孔で測定する。 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、又は転圧回数による管理を行う。	○
			温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上 <b>※ただし、混合物の種類によって敷出しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定</b>	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	
			外観検査(混合物)	目視				
その他		すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による。	舗設車線毎 200m 毎に1回			
912 転圧コンクリート	材料(「S」マーク表示されたディレイリストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧 8-3-3による。 目標値 修正VC値: 50秒	当初		
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧 8-3-3による。 目標値 締固め率: 96%			
			ランマー突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧 8-3-3による。 目標値 締固め率: 97%			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむをえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。	
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。			
	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材 300m <sup>3</sup> 、粗骨材 500m <sup>3</sup> ごとに1回、あるいは1回/日。		○	
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。			○	
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地 25%以下		ホワイトベースに使用する場合: 40%以下	○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下(ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)	工事開始前、材料の変更時		○	
砂の有機不純物試験		JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		
モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○			

令和4年度 品質管理基準 (案)

工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
912 転圧コンクリート	材料（「I」マーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308 付属書 C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合: JIS A 5308 付属書 C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び、工事中1回/年以上及びスラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
		その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート中内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート中内の空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合: 土木学会標準 JSCE-T 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125			1回/日以上		○		
施工	必須	コンシステンシー VC 試験		修正 VC 値の±10 秒	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			
		マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-344	目標値の±1.5%				
		ランマー突き固め試験	※いずれか1方法					
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数7回未満となる場合は、①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)。			
		温度測定(コンクリート)	温度計による		2回/日(午前・午後)以上			
		現場密度の測定	RI 水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回(横断方向に3ヶ所)			
		コアによる密度測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-353		1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定			

令和4年度 品質管理基準 (案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		
103 グラスアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表 2 参照	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	[工事規模の考え方] ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満(コンクリートでは 400m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が 100t 以上のもの	○		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度: 2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率 : 3.0% 以下			○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25% 以下			○		
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片: 10% 以下			○		
			ファイラー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	便覧「舗装施工便覧」表 3.3.17 による。			○		
			ファイラー(舗装用石灰石粉)の水分試験	JIS A 5008	1% 以下			○		
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30% 以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	[工事規模の考え方] ・工事規模の考え方については、骨材のふるい分け試験の項目を参照。	○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量: 12% 以下			○		
			針入度試験	JIS K 2207	15~30(1/10mm)			・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度 20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 [工事規模の考え方] ・工事規模の考え方については、骨材のふるい分け試験の項目を参照。	○
			軟化点試験	JIS K 2207	58~68℃					○
			伸度試験	JIS K 2207	10 cm 以上 (25℃)					○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86~91%					○
	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃ 以上	○						
	蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5% 以下	○						
	密度試験	JIS K 2207	1.07~1.13g/cm <sup>3</sup>	○						
	インパント	必須	貫入試験 40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-402	貫入量(40℃)目標値 表層: 1~4mm 基層: 1~6mm	配合毎に各 1 回。ただし、同一配合の合材 100t 未満の場合も実施する。		○		
			リュエール流動性試験 240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-407	3~20 秒(目標値)			○		
			ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	300 以上			○		
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-79	破断ひずみ(-10℃、50mm/min) 8.0×10 <sup>-3</sup> 以上			○		
			粒度(2.36mm ≧ ≦ふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mm ふるい: ±12% 以内基準粒度			・中規模以上の工事: 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2 回/日	[工事規模の考え方] ・工事規模の考え方については、骨材のふるい分け試験の項目を参照。	○
粒度(75 μm ≧ ≦ふるい)			舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75 μm ふるい: ±5% 以内基準粒度	○					
アスファルト量抽出粒度分析試験			舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9% 以内	○					
温度測定(アスファルト・骨材・混合物)			温度計による	アスファルト: 220℃ 以下 石 粉: 常温~150℃	随時			○		
舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による	随時	測定値の記録は、1 日 4 回(午前・午後各 2 回)					

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認								
114 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。										
			CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227,[4]-230												
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53 mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53 mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。										
				※または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	<table border="1"> <tr> <td>面積 (m<sup>2</sup>)</td> <td>500未満</td> <td>500以上 1000未満</td> <td>1000以上 2000未満</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積 (m <sup>2</sup> )	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定点数	5	10	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大粒径 &lt; 100 mm の場合に適用する。</li> <li>左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</li> </ul>
			面積 (m <sup>2</sup> )	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満										
			測定点数	5	10	15										
		※または、「ITS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	<ol style="list-style-type: none"> <li>盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。</li> <li>管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m<sup>2</sup>を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。</li> <li>1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。</li> <li>土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</li> </ol>												
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。</li> </ul>										
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>セメントコンクリートの路盤に適用する。</li> </ul>									
			現場 CBR 試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。										
含水比試験			JIS A 1203		500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。											
たわみ量			舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルマンビーム)		ブルーフローリングでの不良個所について実施											
125 表層安定処理工(表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき時。	配合を定めるための試験である。									
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53 mm: 砂置換法 (JISA1214) 最大粒径 > 53 mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。											
			※または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	<table border="1"> <tr> <td>面積 (m<sup>2</sup>)</td> <td>500未満</td> <td>500以上 1000未満</td> <td>1000以上 2000未満</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積 (m <sup>2</sup> )	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定点数	5	10	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大粒径 &lt; 100 mm の場合に適用する。</li> <li>左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</li> </ul>	
		面積 (m <sup>2</sup> )	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満											
		測定点数	5	10	15											
	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	※または、「ITS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	<ol style="list-style-type: none"> <li>盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。</li> <li>管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m<sup>2</sup>を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。</li> <li>1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。</li> <li>土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</li> </ol>												
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。</li> </ul>											

令和4年度 品質管理基準 (案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
125 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長 40m につき 1 回の割合で行う。			
			現場 CBR 試験	JIS A1222	設計図書による。				
			含水比試験	JIS A 1203					
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [2]-16 (ベンゲルマンビーム)					
136 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1 回の試験とは 3 個の供試体の試験値の平均値で表したものを	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体を採取する。		
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体 500 本未満は 3 本、500 本以上は 250 本増えるごとに 1 本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体 500 本未満は 3 本、500 本以上は 250 本増えるごとに 1 本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	ボーリング等により供試体を採取する。 改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の 85%以上。 ②1 回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1 回の試験とは 3 個の供試体の試験値の平均値で表したものを	改良体 500 本未満は 3 本、500 本以上は 250 本増えるごとに 1 本追加する。試験は 1 本の改良体について、上、中、下それぞれ 1 回、計 3 回とする。 ただし、1 本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に 3 回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	改良体 500 本未満は 3 本、500 本以上は 250 本増えるごとに 1 本追加する。試験は 1 本の改良体について、上、中、下それぞれ 1 回、計 3 回とする。 ただし、1 本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に 3 回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
147 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2 回(午前・午後)/日			
			モルタルのフロー値試験	JSCF-F521-2018	10~18 秒 P ロート(グラウンドアンカー設計マニュアルに合わせる)	繰り返す開始前に試験は 2 回行い、その平均値をフロー値とする。			
			適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の 5%かつ 3 本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約 0.1 倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		
			確認試験(1 サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)		・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約 0.1 倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する 1 サイクル方式とする。			
		その他	・定着時緊張力確認試験 ・残存引張り確認試験 ・リフトオフ試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。			多サイクル確認試験、1 サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	

令和4年度 品質管理基準 (案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
168 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			外編検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
		コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		○	
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 筒装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)若しくは90%以上(締固め試験(JIS A1210)C・D・E法)、又は、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
			または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)若しくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)、又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。		・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
			または、 「ITS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			

面積(m <sup>2</sup> )	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満
測定点数	5	10	15

令和4年度 品質管理基準 (案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		
169 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~45 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~45 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材 H)		○		
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)			○		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308 付属書 C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○	
				回収水の場合: JIS A 5308 付属書 C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	
			レディーミクストコンクリート(「JISマーク表示されたレディーミクストコンクリート」を使用する場合は除く)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
					粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
				その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和剤:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○

令和4年度 品質管理基準 (案)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
169 吹付工	除く製造(フランドル)アイミクストコンクリートを使用する場合は	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート中空気量の偏差率:10%以下 コンステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	*小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCC-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	○				
	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則 0.3 kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来た場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	*小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 *骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCC-C502-2018,503-2018)、又は設計図書の規定により行う。 *用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	
			スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ 5cm以上 8cm未満 :許容差±1.5cm スランプ 8cm以上 18cm以下 :許容差±2.5cm	*荷卸し時 1回/月または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	*小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCC-F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	*小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	*荷卸し時 1回/月以上又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	*小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				
	1720 現場吹付法砕工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
				その他(アイミクス)マーク表示されたレディーミクスコンクリートを使用する場合は除く	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~45 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~45 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)		JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材 H)	○	
			骨材の微粒子量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	

令和4年度 品質管理基準 (案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1720 現場吹付法砕工	材料	その他(レディーミキストコンクリートを使用する場合は除く)	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)			○
			練混ぜ水の水量試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308 附属書 C	懸濁物質の量:2g/L 以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L 以下 塩化物イオン量:200ppm 以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合: JIS A 5308 附属書 C	塩化物イオン量:200ppm 以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造(レディーミキストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
		その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2  連続ミキサの場合: 土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函架工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	
	施工	その他	スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函架工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム、堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
			必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108  土木学会規程 JSCE-F661-2013	設計図書による	1回6本、吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事を使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ1~σ3本、σ28~σ3本)とする。	・参考値:18N/mm <sup>2</sup> 以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、午前と午後とに1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018,503-2018)、又は設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○

令和4年度 品質管理基準 (案)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
1420 現場吹付法砕工	施工	その他	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。			
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
1421 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	必要に応じて。	
				土粒子の密度試験	JIS A 1202				
				土の含水比試験	JIS A 1203				
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
				土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
				土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
				土の圧密試験	JIS A 1217				
				土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
				土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53 mm: 砂置換法 (JIS A1214) 最大粒径 > 53 mm: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-256) 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度又は空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% ≤ 75 μm ふるい通過分 < 50%)】空気間隙率 Va が Va ≤ 15% 【粘性土 (50% ≤ 75 μm ふるい通過分)】飽和度 Sr が 85% ≤ Sr ≤ 95% 又は空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 10% 又は設計図書による。	築堤は、1,000㎡に1回の割合、又は堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。		左記の規格を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
材料	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	買または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度又は空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% ≤ 75 μm ふるい通過分 < 50%)】空気間隙率 Va が Va ≤ 15% 【粘性土 (50% ≤ 75 μm ふるい通過分)】飽和度 Sr が 85% ≤ Sr ≤ 95% 又は空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 10% 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	面積 (㎡)   500未満   500以上1000未満   1000以上2000未満 測定点数   5   10   15	最大粒径 < 100 mm の場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
材料	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	買または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。					
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273		トラフィカビリティが悪いとき。				
1422 海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	必要に応じて。	
				土粒子の密度試験	JIS A 1202				
				土の含水比試験	JIS A 1203				
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
				土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
				土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
				土の圧密試験	JIS A 1217				
				土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
				土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53 mm: 砂置換法 (JIS A1214) 最大粒径 > 53 mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	築堤は、1,000㎡に1回の割合、又は堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
材料	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	買または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	面積 (㎡)   500未満   500以上1000未満   1000以上2000未満 測定点数   5   10   15	最大粒径 < 100 mm の場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		

令和4年度 品質管理基準 (案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認
1922 海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273		トラフィカビリティが悪いとき。			
293 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53 mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53 mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の 85% 以上。 又は設計図書に示された値。	1,000m <sup>3</sup> に 1 回の割合、又は設計図書による。 1 回の試験につき 3 孔で測定し、3 孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、「RI 計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の 90% 以上。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。築堤は、1 日の 1 層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1 日の施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に分割するものとする。1 管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 < 100 mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
214 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR 試験 (路床)	JIS A 1211				
	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土粒子の密度試験	JIS A 1202					
		土の含水比試験	JIS A 1203					
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					
		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					
		土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説					
		土の圧密試験	JIS A 1217					
		土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					
		土の透水試験	JIS A 1218					
		施工	必須					

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認								
244 道路土工	施工	必須		<p>または、 「RI 計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」</p>	<p>【砂質土】 ・路体:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B 法)。 ・路床及び構造物取付け部:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B 法)若しくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E 法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E 法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部:自然含水比又はトラフィカビリティが確保できる含水比において、1 管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。又は、設計図書による。</p>	<p>盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1 日の1 層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m<sup>2</sup>を標準とし、1 日の施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上の場合、その施工面積を2 管理単位以上に分割するものとする。1 管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。</p> <table border="1"> <tr> <td>面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>500未満</td> <td>500以上1000未満</td> <td>1000以上2000未満</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積(m <sup>2</sup> )	500未満	500以上1000未満	1000以上2000未満	測定点数	5	10	15	<p>・最大粒径&lt;100 mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</p>	
				面積(m <sup>2</sup> )	500未満	500以上1000未満	1000以上2000未満									
		測定点数	5	10	15											
			<p>または、 「TS-GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による</p>	<p>施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。</p>	<p>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1 日の施工が複数層に及ぶ場合でも1 管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p>											
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288			<p>路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。</p>	<p>・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。</p>									
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		<p>各車線ごとに延長 40m について1ヶ所の割で行う。</p>	<p>セメントコンクリートの路床に適用する。</p>									
			現場 CBR 試験	JIS A 1222	設計図書による。	<p>各車線ごとに延長 40m について1 回の割で行う。</p>										
			含水比試験	JIS A 1203		<p>路体の場合、1,000m<sup>3</sup>につき1回の割合で行う。ただし、5,000m<sup>3</sup> 未満の工事は、1 工事当たり3 回以上。 路床の場合、500m<sup>3</sup>につき1 回の割合で行う。ただし、1,500m<sup>3</sup> 未満の工事は1 工事当たり3 回以上。</p>										
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273		<p>必要に応じて実施。 (例)トラフィカビリティが悪い時</p>										
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルマンビーム)		<p>ブルーフローリングでの不良箇所について実施</p>										
255 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	<p>原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。</p>	<p>・500m<sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石 :約 2.7~2.5g/cm<sup>3</sup> ・準硬石:約 2.5~2g/cm<sup>3</sup> ・軟石 :約 2g/cm<sup>3</sup> 未満</p>	○								
			岩石の吸水率	JIS A 5006		<p>・500m<sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石 :5%未満 ・準硬石:5%以上15%未満 ・軟石 :15%以上</p>	○									
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006		<p>・500m<sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石:4903N/cm<sup>2</sup> 以上 ・準硬石:980.66N/cm<sup>2</sup> 以上 4903N/cm<sup>2</sup> 未満 ・軟石:980.66N/cm<sup>2</sup> 未満</p>	○									
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	<p>うすぺらなもの、細長いものであってはならない。</p>	<p>5,000m<sup>3</sup>につき1 回の割で行う。ただし、5,000m<sup>3</sup> 以下のものは1 工事 2 回実施する。</p>	<p>500m<sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。</p>	○								

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
236 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国産環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～45 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 吸水率: [2013年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) <b>JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材)</b> JIS A 5021(コンクリート用再生骨材 H)	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材:1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときは3.0%以下 細骨材 ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルト等を含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砂利、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308 附属書 C 回収水の場合: JIS A 5308 附属書 C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○ ○
		製造(フランドル)（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCB-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3 cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
236 コンクリートダム	製造(プレキャスト)コンクリート表示されたレディー	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125					1回/日以上
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則 0.3 kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前には1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<p>・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合には、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。</p> <p>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCB-C502-2018,503-2018)又は設計図書の規定により行う。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	○		
			単位水量測定	「レディーミストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	<p>1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2)測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m<sup>3</sup>の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m<sup>3</sup>以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m<sup>3</sup>以内の値を観測することをいう。</p> <p>3)配合設計±20kg/m<sup>3</sup>の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m<sup>3</sup>以内になるまで全運搬車の測定を行う。なお、測定値が管理値又は指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p>	100m <sup>3</sup> /日以上の場合; 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	<p>示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m<sup>3</sup>、40mmの場合は165kg/m<sup>3</sup>を基本とする。</p>		
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ 5 cm以上 8 cm未満 :許容差 ±1.5 cm スランプ 8 cm以上 18 cm以下 :許容差 ±2.5 cm	<p>・荷卸し時</p> <p>・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m<sup>3</sup>ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。</p>	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合には、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)				
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	<p>1.回3ヶ</p> <p>1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m<sup>3</sup>未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m<sup>3</sup>以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>2.1ブロック1リフトコンクリート量500m<sup>3</sup>以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。</p> <p>4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回の割で行う。</p>	<p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>		
			温度測定(気温・コンクリート)	温度計による		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。			
			コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値:2.3t/m <sup>3</sup> 以上		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
			コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。						

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
247 覆工コンクリート(NATM)	材料(「I」マーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合(白は除く))	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○		
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~45 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~45 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)		○		
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○			
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○			
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○			
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○			
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○		
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○			
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)			○			
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308 付属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○		
			回収水の場合: JIS A 5308 付属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○		
		製造(「I」マーク表示されたレディーミクストコンクリート)に適用する場合(白は除く)	その他	計量設備の計量精度	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		○	
				ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンパクション(スランブ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	
				連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランブ差:3cm以下				○	
				細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		○
				粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上			○

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認			
247 覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ 5 cm以上 8 cm未満 :許容差±1.5 cm スランプ 8 cm以上 18 cm以下:許容差±2.5 cm	・荷卸し時 1 回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。					
			単位水量測定	「レディーミクスコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3)配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値又は指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合; 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。				
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7...3個、σ28...3個)とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。				
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則 0.3 kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCC-C502-2018.503-2018)又は設計図書の規定により行う。				
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。					
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。					
		その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。					
		施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。			
				テストハンマーによる強度推定調査	JSCC-G 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を強度が同じブロックを1種運搬物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日~91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、若しくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。			
			その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り方法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、若しくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。			
			258 吹付けコンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		
						骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所又は、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所又は、品質の変更があるごとに1回。		
骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104										
骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下									
骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)									
砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。									
モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。								

令和4年度 品質管理基準 (案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
258 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他(「 <u>丁</u> 」マーク表示されたレディーミストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	細骨材は採取箇所又は、品質の変更があることに1回。 ただし、種工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。 粗骨材は採取箇所又は、品質の変更があることに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	粗骨材は採取箇所又は、品質の変更があることに1回。		○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所又は、品質の変更があることに1回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308 付属書 C	懸濁物質の量:2g/L 以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L 以下 塩化物イオン量:200ppm 以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。		上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
		回収水の場合: JIS A 5308 付属書 C	塩化物イオン量:200ppm 以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		
	製造(フロン)「 <u>丁</u> 」マーク表示されたレディーミストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	レディーミストコンクリート以外の場合に適用する。	○
				連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3 cm以下			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上		○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上。		○
施工			必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」 <u>仕様書</u>	原則 0.3 kg/m <sup>3</sup> 以下		コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。
	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F561-2013		1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長 40m 毎に1回 材齢 7日,28日(2×3=6 供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。 1回に6本(σ7…3本、σ28…3本)とする。			
	吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	<del>(JSCE-F561-2013)</del> 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法(JSCE-G561-2010)		1日強度で5N/mm <sup>2</sup> 以上	トンネル施工長 40m ごとに1回			
	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ 5cm以上 8cm未満 :許容差 ±1.5 cm スランプ 8cm以上 18cm以下 :許容差 ±2.5 cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)				
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			

令和4年度 品質管理基準 (案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
269 ロックボルト (NATM)	材料	その他	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
			施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場又は品質の変更があるごとに1回
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1)施工開始前に1回 2)施工中又は必要の都度 3)製造工場又は品質の変化があるごとに1回		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。		
2730 路上再生路盤工	材料	必須	修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正 CBR20%以上	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	[工事規模の考え方] ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積 10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000㎡以上 10,000㎡未満②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満(コンクリートでは 400㎡以上 1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が 100t 以上のもの	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI:9 以下			
		その他		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高伊セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中 1回/月以上	○
				ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202			○
	施工	必須		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が 53mm 以下の場合のみ適用できる	基準密度の 93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の 93%以上を満足するものとし、かつ、平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10 孔の測定値平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10 孔の測定値が得がたい場合は 3 孔の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 孔のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ・1,000 ㎡につき 1 孔で測定する。 なお、1 工事あたり 3,000 ㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1 工事あたり 3 孔以上で測定する。	
				土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時	
				CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135			
				含水比試験	JIS A 1203		1~2 回/日	
2831 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	○
			旧アスファルトの軟化点					
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218				
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309				
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318				
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16				
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左			

令和4年度 品質管理基準 (案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
9931 路上表層再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上。 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ、平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡につき1孔で測定する。 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	
			温度測定	温度計による	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる	-0.7cm以内	1,000㎡毎		
	施工	その他	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい:±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい:±5%以内			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量:±0.9%以内			
9932 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	【工事規模の考え方】 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000㎡未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重:2.45以上 吸水率 :3.0%以下	○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下	○		
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	○		
			フィルター(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	○		
			フィルター(舗装用石灰石粉)の水分試験	JIS A 5008	1%以下	○		
	その他	フィルターの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	○		
		フィルターのプロウ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	○			
		製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比:2.0%以下	○			
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS):30%以下	○			
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下	○			
		針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上	○			
		軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	○			
		伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)	○			
		引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上	○			
		薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	○			
		薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	○			
		タフネス・テナシディ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	タフネス:20N・m	○			
		密度試験	JIS K 2207		○			

令和4年度 品質管理基準 (案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
2932 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出 ・ふるい分け試験 1~2回/日	[工事規模の考え方] ・工事規模の考え方については、骨材のふるい分け試験の項目を参照。	○	
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度			○	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内			○	
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による	配合設計で決定した混合温度。			随時	○
		その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	
			ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44				アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18				アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
			カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110				アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
		舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
				現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-154	X10 1000mL/15sec以上 X10 300mL/15sec以上(歩道箇所)	1,000㎡ごと。		
	現場密度の測定			舗装調査・試験法便覧 [3]-224	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所: 設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。  ・1,000㎡につき1孔で測定する。 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。			
	外観検査(混合物)			目視		随時			
	393 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		再生骨材使用量500tごとに1回。		○
				再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	3.8%以上			○
再生骨材旧アスファルト針入度				マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上(25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○	
再生骨材洗い試験で失われる量				舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいとどまるものと、水洗後の75μmふるいとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○	
再生アスファルト混合物				JIS K 2207	JIS K 2207 石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○	
プラント		必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm: ±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められるとき。 印字記録の場合: 全数		○	
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内 再アス処理の場合、75μm: ±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	

令和4年度 品質管理基準 (案)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
303 プラント再生舗装工	プラント	必須	再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量: ±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・中規模以上の工事: 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められるとき。 印字記録の場合: 全数		○
		その他	水浸ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
			ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			耐摩耗性の確認	○
舗設現場	必須	外観検査(混合物)	目視			随時		
		温度測定(初転圧前)	温度計による				測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 <b>・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。</b>  <b>(例)</b> <b>3,001~10,000㎡: 10孔</b> <b>10,001㎡以上の場合は、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。</b> <b>例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔</b> <b>±1,000㎡につき1孔で測定する。</b> なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。			
314 工場製作(鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格(主部材)	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。		○
			機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	
			外観検査(付属部材)	目視及び計測				
325 ガス切斷工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ: 50µm以下 二次部材の最大表面粗さ: 100µm以下(ただし、切削による場合は50µm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ粗さRZとする。	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材: ノッチがあつてはならない 二次部材: 1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みを帯びているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切斷面の品質基準」に基づく)			
			ペーパー精度	計測器による計測				
336 溶接工	施工	必須	引張試験: 開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状: JIS Z 3121 1号 試験片の個数: 2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 20.8.4 溶接施工法 図-20.8.1 開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等若しくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験(19mm未潰裏曲げ)(19mm以上側曲げ): 開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホール又はスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状: JIS Z 3122 試験片の個数: 2		○
			衝撃試験: 開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状: JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置: 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 20.8.4 溶接施工法 図-20.8.2 衝撃試験片 試験片の個数: 各部位につき3		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績等による確認
336 溶接工	施工	必須	マクロ試験:開先溶接	JIS G 0553 に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数:1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編 18.4.4 溶接施工法 図-18.4.1 開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等若しくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			非破壊試験:開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 20.8.6 外部きず検査 20.8.7 内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数:試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 20.8.4 溶接施工法 図-20.8.1 開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等若しくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z 2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 3 の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。	○
			マクロ試験:すみ肉溶接	JIS G 0553 に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状:「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 20.8.4 溶接施工法 図-20.8.3 すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数:1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 20.8.4 溶接施工法 図-20.8.3 すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等若しくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験:スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm <sup>2</sup> 以上、引張強さは 400~550N/mm <sup>2</sup> 、伸びは 20%以上とする。ただし溶接で切れてはならない。	試験片の形状:JIS B 1198 試験片の個数:3	過去に同等若しくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験:スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状:JIS Z 3145 試験片の個数:3		○
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が 25mm 以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書 4 (透過写真によるきずの像の分類方法) に示す 2 類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書 4 (透過写真によるきずの像の分類方法) に示す 3 類以上とする。 なお、板厚が 25mm を超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の 1/3 とする。ただし、拾うの影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合は JIS Z 3104 による。 超音波探傷試験(手探傷)の場合は JIS Z 3060 による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 表-解 20.8.6 及び表-解 20.8.7 に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解 20.8.6 及び表-解 20.8.7 に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 8.3.2 継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 3 の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。	○
			外観検査(割れ)	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z 2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査(ビード表面のピット)	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき 3 個又は継手長さ 1m につき 3 個までを許容する。ただし、ピットの大きさが 1mm 以下の場合、3 個を 1 個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査(ビード表面の凹凸)		ビード表面の凹凸は、ビード長さ 25mm の範囲で 3mm 以下。			
			外観形状検査(アンダーカット)		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 20.8.6 外部きず検査の規定による		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編 表-解 20.8.4 及び表-解 20.8.5 に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解 20.8.4 及び表-解 20.8.5 に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 8.3.2 継手の強度等級に示されている。	
			外観検査(オーバーラップ)	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各 50mm を除く部分では、溶接長さの 10%までの範囲で、サイズ及びのど厚とも±1.0mm の誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
336 溶接工	施工	必須	外観形状検査(余盛高さ)		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≤3 15≤B<25 : h≤4 25≤B : h≤(4/25)・B			
			外観形状検査(アークスタッド)	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整:余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻き込み:あつてはならない。 ・アンダーカット:鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げ合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ:(設計値±2mm)を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行うものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	
347 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体(ロラム)を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			土の湿潤密度試験	JIS G-0191A 1225				
			テーブルフロー試験	JIS R 5201				
			土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216				
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
			土の粒度試験	JIS A 1204				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土懸濁液のpH試験	JGS 0211				有機質土の場合は必要に応じて実施する
			土の強熱減量試験	JGS 0221				
必須	深度方向の品質確認(均質性)	試料採取器又はボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m <sup>3</sup> ~4,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 試料採取器又はボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	1.実施頻度は、監督職員との協議による。 2.ボーリング等により供試体採取する。			
	土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	1,000m <sup>3</sup> ~4,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	実施頻度は、監督職員との協議による。			
368 耕作道路工(路盤工)	材料	必須	修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 E001	粒状路盤:修正 CBR10%以上	工事開始前及び材料が変わった場合。		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI:9 以下			
	施工	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		品質に異常が認められた場合		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI:9 以下			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			

令和4年度 品質管理基準 (案)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
369 開排水路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	工事開始前及び土質の変化した時。	監督職員との協議の上で、転圧を行うものとする。		
		必須	現場密度の測定	最大粒径 ≤ 53 mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径 > 53 mm: 舗装調査・試験法便覧 G021	設計図書による。	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	工事開始前及び材料が変わった時。		
	その他	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。	
		必須	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 S044	設計図書による。	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。	確認試験である。	
370 砂基礎工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210		工事開始前及び土質の変化した時。			
		必須	土粒子の密度試験	JIS A 1202					
		必須	土の粒度試験	JIS A 1204					
	施工	必須	現場密度の測定	JIS A 1214	締固めの規定 (JISA1210のA・B法) 締固めⅠ 85%以上 締固めⅡ 90%以上  締固め度 = $\frac{\text{現地で締固めた後の乾燥密度}}{\text{JIS A 1210の試験方法による最大乾燥密度}} \times 100(\%)$  上記によらない場合は、設計図書によるものとする。	延長200mごとに1回。 上記未達は2回測定する。 なお、基礎部横断方向の測定箇所は下図を標準とするが、監督職員との協議の上決定するものとする。			
391 ため池工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	工事開始前及び盛土材料が変わった時。	土地改良事業設計指針「ため池整備」		
		必須	土粒子の密度試験	JIS A 1202					
		必須	含水比試験	JIS A 1203					
		必須	土の粒度試験	JIS A 1204					
		必須	土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説			盛土材料が変わった時。		
392 管路・畑かん施工	施工	必須	現場密度の測定	JIS A 1214	最大乾燥密度の95%以上	盛土高さがおおむね60cmに達するごとにおおむね50～100m間隔に1回	土地改良事業設計指針「ため池整備」		
		必須	現場透水試験 (遮水性ゾーンのみ)	地盤工学会基準 JGS 1316 または簡易法	または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)  K=1~5×10 <sup>-8</sup> cm/s (設計値以下)	盛土高さがおおむね60cmに達するごとにおおむね50～100m間隔に1回	【JGS 1316】 土地改良事業設計指針「ため池整備」 【簡易法】 (参考資料)現場透水試験(簡易法)別紙(2-325~336)による		
		必須	管布設工通水試験	別紙(2-374~4937)による。	同左	同左	同左	監督職員と協議の上、試験を行うものとする。	
493 間伐材	材料	その他	末口径確認 (原木丸太使用)	実測による。	設計直径の概ね80%から概ね140%の範囲。	各部材・搬入毎に1本以上。	工法により径が規制される場合の規格値は、設計図書による。		
		その他	曲がり (原木丸太使用)	実測による。	概ね通直材とする。	各部材・搬入毎に1本以上。	工法により曲がり規制される場合の規格値は、設計図書による。		
		その他	防腐処理	防腐処理・防腐処理 JIS A 9002・防腐剤 JIS K 1570・針葉樹の構造用製材の日本農林規格	針葉樹の構造用製材の日本農林規格第4条の区分「保存処理」の基準(2)の表の性能区分による。必要性性能区分は、設計図書による。	防腐・防蟻処理成績書(メーカー)による。	報告書記載内容に問題があれば立会検査する。	○	
14-144 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査 (芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による	材料入荷時		○	
		必須	定着材のフロー試験	JSCF-F 521-2018	9~22秒	施工開始前1回および定着材の材料配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合		
		必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による	施工開始前1回及び施工日ごと1回(3本/回)			
	その他	必須	外観検査 (芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による	材料入荷時			
		必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による	1回/日			
施工	必須	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		モルタル注入前に試験は2回行い、その平均値を落下時間とする。				

令和 4.6 年度 品質管理基準 (案)

	<p>引き抜き試験 (受入れ試験)</p>	<p>地山補強土工法 設計・施工マニ ュアル</p>	<p>計画最大荷重を載荷して、所定の時 間、荷重を保持できること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工数量の 3%かつ 3 本以上を標準とする。</li> <li>・<u>載荷サイクルは 1 サイクルとする。</u></li> <li>・初期荷重は 5.0kN、若しくは計画最大荷重の約 0.1 倍程度とする。と</li> <li>し、<u>計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する 1 サイクル方式とする。</u></li> </ul>	<p>ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。</p>
--	---------------------------	------------------------------------	---	--	----------------------------------

16. コンクリート

16-1 レディーミクストコンクリート

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) JISマーク表示認証工場製品	配合	規定の品質が得られることの確認	レディーミクストコンクリート配合計画書の確認	JIS A 5308 及び〈特〉による。	製造前及び使用材料の変更時	配合計画書を提出	
			配合設計の基礎となる資料の検討	JIS A 5308 及び〈特〉による。	製造前及び使用材料の変更時	配合設計の基礎資料を提出	水セメント比の算定方法、配合修正の条件と方法
		試験練り	JIS A 1138 又はプラントによりコンクリートを製造し、スランプ、空気量、強度、塩化物量、その他の品質の確認		JISマーク表示認証工場製品以外で監督職員が指示した時	試験成績表を提出	様式・品質16-1参照
	スランプ	スランプ試験	JIS A 1115 JIS A 1101 荷卸し地点で採取、試験	〈共〉第4編 表4-2	供試体作成時	管理表を作成し提出 <i>ただし、各々の試験結果報告書は、監督職員の請求があった場合に提示</i>	様式・品質16-2参照
	沈下度	沈下度試験(舗装用コンクリートに適用)	土木学会規準「振動台式コンステナー試験方法」	〈特〉による。	供試体作成時	管理表を作成し提出	
	空気量	空気量試験	JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128 荷卸し地点で採取、試験	規定値に対する許容範囲は± 1.5%	供試体作成時	管理表を作成し提出 <i>ただし、各々の試験結果報告書は、監督職員の請求があった場合に提示</i>	様式・品質16-2参照
	強度	供試体の作成	JIS A 1115 JIS A 1132 荷卸し地点で作成		1日1回とし、1日の打設量が 150m <sup>3</sup> を超える場合は1日2回とする。ただし、同一配合の1日当り打設量が少量の場合は、監督職員の承諾を得て打設日数に関係なく100m <sup>3</sup> ごとに1回とすることができる。		

## 16-1 レディーミクストコンクリート

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) JISマーク表示認証工場製品		圧縮試験	JIS A 1108	1回の試験結果は、呼び強度(指定強度)の値の85%以上3回の試験結果の平均値は、呼び強度(指定強度)の値以上	供試体作成毎1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。	管理表を作成し提出 <b>ただし、各々の試験結果報告書は、監督職員の請求があった場合に提示</b>	様式・品質16-2参照少量の場合は省略できる。
		曲げ試験	JIS A 1106	1回の試験結果は、呼び強度(指定強度)の値の85%以上3回の試験結果の平均値は、呼び強度(指定強度)の値以上	供試体作成毎1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照少量の場合は省略できる。
	コンクリート温度	温度測定	供試体作成場所で測定	<特>による。 5℃以上35℃以下	供試体作成毎	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照
			打設場所で測定	<特>による。 5℃以上35℃以下			配合計画書の「指定事項」と対比
	単位水量						第4編第4章鉄筋・無筋コンクリートの規定による。
塩化物含有量	塩化物量試験	JIS A 1115 JIS A 1144又は、監督職員の承諾する方法	JIS A 5308 による。	第1回コンクリート打設前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	無筋コンクリートで用心鉄筋が入らない構造物は全塩化物イオン量の制限はしない。	

## 16-2 コンクリートミキサー船

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) コンクリートミキサー船							16-1レディーミクストコンクリートを適用する。

## 16-3 現場練りコンクリート

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 現場練りコンクリート							
イ) 配合指定	示方配合	試験練り	JIS A 1138 又はプラントによりコンクリートを製造し、スランプ、空気量、強度、塩化物量、その他の品質の確認		施工前1回	試験成績表を提出	様式・品質16-1参照の28 は、配合強度を標準とする。

18. 組立魚礁部材

18-1 コンクリート部材

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考
1) コンクリート部材	外 観	有害な傷、ひび割れ、欠け、ねじれ等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	〈共〉第4編 4-2-19-1又は〈特〉による。	搬入前、 <u>全数部材種類毎に10個に1個以上</u>	測定結果表（検査証明書）を提出	<u>同一の型枠を使用した場合に適用</u>
	強 度	供試体の作成	JIS A 1132		<u>1日1回とし、1日の打設量が50m<sup>3</sup>を超える場合は50m<sup>3</sup>ごとに1回とする。</u> <u>1日1回とし、1日の打設量が150m<sup>3</sup>を超える場合は1日2回とする。ただし、同一配合の1日当り打設量が少量の場合は、監督職員の承諾を得て打設日数に関係なく100m<sup>3</sup>毎に1回とすることができる。</u>		
		圧縮試験	JIS A 1108	1回の試験結果は、指定強度の値の85%以上、3回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上		製造工場の試験成績表（検査証明書）を提出	

## 18-2 鋼製部材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 鋼製部材	本体・付属品の化学成分、機械的性質	〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	〈共〉第4編 4-2-19-2又は〈特〉による。		試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	製造工場の測定結果表により確認	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	〈共〉第4編 4-2-19-2又は〈特〉による。	搬入前、 <b>全数部材種類毎に10個に1個以上</b>	測定結果表(検査証明書)を提出	
	溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	目視及びカラーチェックの他、〈特〉による。 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	〈共〉第4編 4-2-19-2又は〈特〉による。	搬入前、全数	試験成績表(検査証明書)を提出	

## 18-3 FRP部材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) FRP部材	材質・化学成分	〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	〈共〉第4編 4-2-19-3又は〈特〉による。		試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認	〈共〉第4編 4-2-19-3又は〈特〉による。	搬入前、 <b>全数部材種類毎に10個に1個以上</b>	測定結果表(検査証明書)を提出	
	質量	〈特〉の質量に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認	〈共〉第4編 4-2-19-3又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表(検査証明書)を提出	

18-4 その他部材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) その他部材	材質・化学成分	〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	〈共〉第4編 4-2-19-4又は〈特〉による。		試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認	〈共〉第4編 4-2-19-4又は〈特〉による。	搬入前、 <u>全数部材種類毎に10個に1個以上</u>	測定結果表(検査証明書)を提出	
	質量	〈特〉の質量に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認	〈共〉第4編 4-2-19-4又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表(検査証明書)を提出	

19. その他

19-1 ペーパードレーン

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) ドレーン材	材質	種類	観察	〈特〉による。	施工中適宜	試験成績表を提出	
		品質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前に1回	管理表を作成し提出	

19-2 路盤紙

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 路盤紙	材質	種類	観察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前に1回	〈特〉による。	

19-3 防砂目地板

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 防砂目地板	材質	種類	観察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前に1回	〈特〉による。	